

2012年12月7日

全国信用組合中央協会
会長 中津川正裕 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

貴職のご活躍に敬意を表しますとともに、日頃のご協力に感謝申し上げます。

金融労連は、9月15日～16日の2日間、第7回定期全国大会を開催し、2013年度の運動方針等を決定しました。

中小企業金融円滑化法は景気回復の見込みが全く立たないもとので、2013年3月末に期限を迎えようとしています。この取り扱い如何で、地域金融機関の経営にも大きな影響が出るのではないかと危惧されています。さらに解散総選挙の結果によって、金融行政の変更も予想されるだけに、地域金融機関に、地域経済を守り発展させていく本来の役割発揮が求められています。

私たちは、労働者の生活と権利を守り、地域金融機関が健全で民主的に発展することをのぞむ立場から、貴協会が次の事項の実現に向けて努力されるよう要請いたします。

記

1. 年末は過当競争が激化し、繁忙期を理由とした不払い残業が増え、休日出勤も懸念されます。賃金不払い残業などの法違反をなくすことはもとより、年末・年始の労働強化をなくすため、12月28日（金）は原則として定時退社とし、12月29日（土）～1月3日（木）は完全休業とするよう会員金融機関に注意喚起すること。また12月30日の休日化実現を関係当局に働きかけること。
2. 中小企業金融円滑化法の再々延長を含め、厳しい状況に置かれている中小企業の経営支援に向けた金融円滑化を図ること。
3. 金融リスク商品については、無理な勧誘につながる従業員へのノルマ（目標）販売をやめ、金融商品取引法を遵守すること。
4. 急増する過労死やメンタル不全などを防ぐため、長時間過密労働やパワーハラスメント等の解消をすすめ、労働者の心身両面にわたる健康保持を具体的に図ること。
5. 来年4月からの無年金時代への対応について、選別基準の廃止はもとより、少なくとも年金支給時期までの定年延長と60歳時の賃金水準の保障を行なうよう会員金融機関を指導すること。

以 上